

第2回

産業廃棄物委託契約のままで契約書が取り書には、いくつか絶対 交わされるケースが非に抜けてはいけないう法 常に多い。

前提の「安値委託」とみなされる。最悪の場合、排出事業者に対し、巨額の廃棄物撤去費用の負担が求められることもある。排出事業者にとっては、「委託料金」とはみなされなくなる。ただし、このケースでは、「委託契約書」そのものの証拠にはならないので、そのままでは、廃棄物処理企業も良い項目である。

「覚書」を一緒に保存しておくという見直しも良いが、FAXなど倒産が珍しくない状況となっているが、一般的な雛型に記載された解除条件にのっとると、排出事業者が破産した場合でも、廃棄物処理企業は契約解除ができない。廃棄物処理企業

定記載事項がある。「委託者が受託者に支払う料金（以下、『委託料金』とする）が、その最たるものである。

「毎月委託料金が変動するから」とか、「ご通常の商取引では、金銭面での合意事項である売買料金や委託料金を契約書上に明記し

料金が月ごとに料金が変動するからといって、毎月委託契約書を作り直すのは非常に煩雑である。

体として運用しなければならぬことに注意が必要だ。「委託契約書」を保存せず、委託料金が書かれた「覚書」

ないというケースは多い」という意見をよく聞くと、考えられない。聞くと、不法投棄に巻くが、産業廃棄物処理委託契約書の場合は、委託料金欄が空欄ということは、「不法投棄せか委託料金欄が空欄うことは、」

そのような場合は、「委託料金」欄に、「委託料金の詳細は、別途覚書で決定する」と記載しておき、「委託契

のみを保存しているような場合、「覚書」には委託料金以外の法定記載事項がまったく書かれていないことにな

るが、契約解除の条件は、廃棄物処理法で定める法定記載事項ではないため、実は当事者間で自由に決めて